

## 令和7年度（2025年度）第13回教育委員会（3月定例会）議事録

1 日時 令和8年（2026年）3月10日（火）  
午前9時30分から午後0時10分まで

2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）

3 出席者 教育長 越猪 浩樹  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩  
委員 園田 恭子  
委員 渡辺 絵美

### 4 議事等

#### (1) 議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について  
議案第2号 文化財の指定について  
議案第3号 重大事態の調査の実施主体の決定について  
議案第4号 熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の改正について  
議案第5号 令和8年度（2026年度）教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員の人事について  
議案第6号 令和8年度（2026年度）県立学校長の人事について  
議案第7号 令和8年度（2026年度）市町村立学校長の人事について

#### (2) 報告

- 報告（1） ステップアップ研修対象者（指導が不適切な教諭等）に関する判定委員会の判定について

### 5 会議の概要

#### (1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

#### (2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第5号から議案第7号及び報告（1）は、人事案件及び個人情報に関する案件のため非公開とした。

#### (3) 議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第4号を公開で審議し、非公開で議案第5号から議案第7号及び報告（1）を審議した。

#### (4) 議事

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

### 教育政策課長

議案第1号について御説明します。

提案理由を1ページに記載しております。2月県議会定例会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

意見としては、次のページのとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。

該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目、計14件です。

議案の内容について御説明します。まず、予算関係です。

4ページから38ページまでが2月補正予算に関する議案本文、39ページから74ページが令和8年度当初予算に関する議案本文です。教育委員会関係の予算を整理しておりますので、75ページを御覧ください。

2月補正予算の総括表です。最下段「教育委員会合計」欄の左から2番目にあります35億4,200万円余の減額で、職員給与の所要見込みの減等によるものです。

次の76ページが令和8年当初予算の総括表です。最下段「教育委員会合計」の一番左の欄のとおり、当初予算の総額は1,460億6,061万円余であり、令和7年度と比べて119億円余の増加となっています。主な増加の要因は、教職員給与の増加、いわゆる高校無償化、給食無償化への対応等によるものです。

77ページを御覧ください。令和8年度主要事業です。

新規の取組を中心に、2月補正予算分も含めて、令和8年度主要事業として取りまとめたものです。

「1 基本的な考え方」は、くまもと新時代共創基本方針及び教育大綱の基本理念や基本的方向性を踏まえ、(1)から(5)の取組を推進します。

「2 優先的に取り組む施策」ですが、白い星が全部新規、黒い星が一部新規です。新規事業を中心に概要を説明します。

まず「(1) 熊本地震からの創造的復興」です。「①被災文化財復旧の推進」では「被災した国・県指定文化財や装飾古墳等の復旧等支援」や、「被災文化財の復旧状況の情報発信」を行います。「②発災10年に関連する取組」では「熊本地震からの復興に係る講演会」を開催します。

「(2) 令和2年7月豪雨」及び「(3) 令和7年8月豪雨からの創造的復興」については、被災文化財の復旧を推進して参ります。

次に「(4) くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の推進に必要な新たな取組み」は、すべて新規の取組です。

「①人材の育成・確保」では、「家庭・地域の教育力向上を図るための、高校魅力化コンソーシアムとの連携や福祉部局との連携による、次世代の人材育成と持続可能な取組の推進」、「県立高校を拠点に、小中高生を対象とした半導体・DX人材育成の実施」「地域の産業界との連携による高度な技術を有する即戦力人材の育成等」に取り組めます。

「②次世代の育成」では、「リーディングスキルテストを含む学力調査及び読解力向上の実践研究支援」、「教職員等の台湾派遣の実施」に取り組めます。

「③共生社会の実現」では、「教育支援センターやフリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する財政的支援」に取り組めます。

次のページを御覧ください。その他の施策です。「① 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進」では、「確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」の

ため、「学校経営や学力に課題を抱える学校への支援」などに取り組みます。また、「安全・安心に過ごせる学校づくり」では、「端末を活用した心と体調の変化の早期把握、いじめ匿名報告サイトの運用等」などに取り組みます。

「②共生社会の実現に向けた教育の充実」では、「特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システムの構築」として、「特別支援教育支援員の配置など発達障がい等のある児童生徒に対する総合的な支援」等に取り組みます。

「③世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり」では、「グローバル人材の育成」として「国際バカロレア認定校に向けた外国人講師の確保・育成の実施等」に取り組みます。「教員不足解消、働き方改革の推進」については、教員不足解消や教育情報化の取組のほか、教員業務支援員の全校配置、教頭マネジメント支援員等の継続配置等に取り組みます。

「魅力ある学校づくり、キャリア教育の充実」では、県立高校の「基本計画推進委員会の開催、地域におけるあり方協議会の実施等」のほか、国の経済対策を活用し、2月補正予算において「公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する基金」を設置します。

「県立学校の施設整備の推進」では、「長寿命化プランに基づく設計・工事及び個別の老朽化対策の推進等」に取り組みます。

「④活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興」では、「スポーツの振興」として、一部国の経済対策を活用し、公立中学校における部活動地域移行（地域展開）支援等に取り組みます。

「文化の振興」では、県立美術館開館50周年事業のほか、4ポツ目記載の「熊本県公文類纂の文化財指定に向けた取り組み及びくまもと文学・歴史館10周年記念事業」を実施します。

「⑤『こどもまんなか』視点での教育施策の推進」では、「教育振興基本計画の推進に当たり、子供の意見を反映するための対話の実施」に取り組みます。来年度の主要事業についての説明は以上です。

79ページは、2月補正予算の繰越明許費一覧です。今年度内の執行が困難な事業について、次年度へ予算を繰り越す枠を設定するものです。80ページは2月補正予算の債務負担行為一覧であり、本年度中に契約を締結しておく必要があるものや、複数年契約を行う必要があるものに債務負担行為を設定するものです。81ページは当初予算の債務負担行為一覧であり、県立学校の改修工事など、令和8年度以降の期間の確保が必要となるものについて設定するものです。

次に、条例等議案についてです。82ページをお願いします。

「熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について」です。次の83ページに概要を記載しています。先ほど予算で説明しました公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため基金を設置する必要があり、基金の設置及び運営に関し、必要な事項を条例で定めるものです。

84ページをお願いします。「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」です。88ページに概要を記載しています。

「1 条例改正の趣旨」のとおり、一般職の職員の通勤手当の改定及び給与からの控除等に関する規定を行うものです。

95ページをお願いします。「熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」です。104ページに概要を記載しています。

「1 条例改正の趣旨」のとおり、国家公務員の旅費制度改正を踏まえ、教育長を含む特別職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行うものです。

105ページをお願いします。「熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」です。106ページに概要を記載しています。「1 条例改正の趣旨」のとおり、学校教育法等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります、「2 主な改正内容」のとおり、熊本県教育委員会の権限に属する事務のうち、専修学校に専攻科を設置、又は廃止しようとする場合の届出の受理に関する事務を、熊本市が処理する事務へ追加するものです。

107ページをお願いします。「熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてです。108ページに概要を記載しています。

「1 制定改廃の必要性」について、高等学校等の生徒への授業料に係る支援について行うこととされている見直し等を踏まえ、関係規定を整備する必要があります、「2 内容」のとおり高等学校の授業料納付の猶予に係る規定の整備を行うものです。

109ページをお願いします。「熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について」です。111ページに概要を記載しています。「1 制定改廃の必要性」のとおり、熊本県立青少年の家の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要があります、「2 内容」のとおり、使用料の額の改定並びに豊野少年自然の家の料金区分を新たに設けるものです。

112ページをお願いします。「権利の放棄について」です。114ページに概要を記載しています。放棄する権利は、育英資金貸与金債権6件で、いずれも貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに電話及び文書催告等により、貸与金の回収努力を行ってきたが、破産法等による免責許可決定が確定したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利を放棄するものです。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 西山委員

御説明ありがとうございます。77ページの新たな取組ということで、「①人材の育成・確保」に資する取組として、高校魅力化コンソーシアムとの連携を強めて人材の育成を図るということでありがたいと思います。地域とタイアップしながら高校生、小中学生もそうですが、人材を育成してもらえればと思います。

それから、78ページのその他の施策で、働き方改革については喫緊の課題だと認識していますが、「学校の働き方改革を推進するための、システム・ネットワークの再構築等」について、もう少し中身を具体的に教えてください。

その右側、施設の整備についても異議はありませんが、県立高校の後期選抜の出願状況が新聞に載っていましたが、県全体で0.88倍という数字です。地域によっては10%に満たない高校も多数ある中で、高校の魅力化を進めるのはもとより、市町村とも連携しながら学校の併設化、複数の学校で1つの施設を活用することも考えていくべきかと思います。

## 教育政策課長

システム・ネットワークの再構築等については、令和9年度に向けて教育情報基盤システムの構築を予定しており、そのための準備を進めるという内容です。大きく3点ありまして、統合型校務支援システムの導入、統合型認証基盤の構築、これはクラウドに対応した認証基盤を作るということです。そして、学校の先生は現在、指導用の端末と校務用の端末の2台がありますので、その一体化を進めることにな

っており、令和8年度分に係るシステムの構築等の予算を提案しているということになります。

#### 西山委員

ぜひ進めていただきたいのですが、あとは業務の3分類について、優先順位を付けて活動していただきたいと思っています。地道な足元からの改革をよろしく願います。

#### 教育長

他に何かありますか。

#### 三淵委員

78ページの⑤「こどもまんなか視点での教育施策の推進」について、項目が立てられて非常に良かったと思っていますが、予算は100万円なんですよね。「こどもまんなか」という言葉が有名になっていますが、言葉だけかなと思うところもあり、子供の声を聞くというのが非常に大事だということで、どのようなことをされるのか、お聞かせいただければと思います。

#### 教育政策課長

現時点で我々の考え方として、何かしらのフォーラムやイベントのようなものを開催して、専門的知見を持つファシリテーターをお願いをした上で、意見収集を行うということを考えています。

#### 教育長

他に何かありますか。

#### 田口委員

私も78ページの③の最後「県立学校の施設整備の推進」ですが、予算がついたことはありがたいと思いますが、私立高校の授業料無償化に伴い、中学生や保護者の「どの学校を選ぶか」の判断にだいぶ動きが出てきたように思います。以前、渡辺委員からも意見のあった、公立高校に施設・設備の充実がきちんとなされていない、私立と比べて劣る部分がある、そこに対応する予算だと思っています。この予算の見直しについて、長寿命化プランは以前からありましたが、ずいぶん状況が変わってきた中、十分な予算なのか考えをお聞きできればと思います。

#### 施設課長

御指摘いただいたとおり、無償化に伴い、いろいろな懸念をされている方もいらっしゃると思います。長寿命化プランにつきましては、年3.5校程度学校の改修を進めているところです。今後につきましては、無償化の影響もありますし、私立学校との施設の格差も言われているところではあるので、来年が長寿命化プランの中間見直しを予定しており、現在の状況を踏まえたところで適切な整備を進めていきたいと考えています。

#### 田口委員

御説明ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

#### 三淵委員

先ほどの件に追加ですが、子供の声を聞いた後は答えることが大事とされていますので、聞くだけではなくその後のこともよろしく願います。

#### 教育長

それでは、この件については原案どおり可決ということによろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございました。

## ○議案第2号 文化財の指定について

文化課長

議案第2号「文化財の指定について」説明いたします。

115ページを御覧ください。提案理由ですが、文化財の指定については、関係条例等の規定により教育委員会に付議する必要があるため、お諮りするものです。

次の116ページをお願いします。まず、文化財の県指定の流れについて御説明します。文化財を県指定にするまでには6つの段階があります。はじめに指定候補をまとめた台帳を作成し、そこから諮問候補となる文化財の絞り込みを行います。そして、準備が整えば、文化財保護審議会へ諮問し、答申を受けます。その後、教育委員会で承認をいただき、最後に県公報で告示し指定となります。

次の117ページをお願いします。答申文(写し)のとおり、令和8年2月3日に開催した文化財保護審議会において、「土佐光起筆 三十六歌仙図扁額 附 狩野寿信筆 模写扁額」、「寛政津波供養塔(一郡一基の塔) 附 玉垣・石段・仕切石」、「高森のにわか」の3件を県の文化財に指定するよう答申が出されております。

次の118ページをお願いします。つづいて、各指定候補について説明いたします。

1件目は、絵画の「土佐光起筆 三十六歌仙図扁額 附 狩野寿信筆 模写扁額」です。こちらは、江戸時代に土佐光起が絵を描き、葛岡宣慶が絵の上部に和歌を記し、大宮神社宝物として伝えられてきた全36面の三十六歌仙絵馬です。

答申のポイントは3点です。1点目が、光起の代表作の一つと位置付けられ、唯一完全な形で残るなど全国的にも希少であること。2点目が、他に類を見ないほど良好な保存状態であること。そして3点目が、大宮神社とその関係者らによって模写が制作されるなど、長い間守り伝えられてきたことです。

なお、模写も光起が描いた絵馬の保護・継承に重要な役割を果たし、本県の文化財保護の歴史を考える上でも高い資料的価値を有しており、一体的に保護を図るため附指定とします。

次の119ページを御覧ください。

2件目は、歴史資料の「寛政津波供養塔(一郡一基の塔) 附 玉垣・石段・仕切石」です。こちらは、寛政4年4月に発生した大規模な津波災害の犠牲者を弔うと共に災害の記憶を継承するために、玉名郡・飽田郡・宇土郡に建立された供養塔です。扇崎千人塚津波供養塔・小島津波供養塔・戸口浦津波供養塔の3基からなります。

答申のポイントは2点です。まず、1点目が犠牲者を供養するため、被災直後に建立された歴史資料であること。2点目が県内に残る寛政津波関係の石造物のなかでも古く、津波の記憶を後世に伝える資料として重要であることです。

また、写真下段の供養塔に付随する玉垣・石段・仕切石も犠牲者供養のための祈りの空間を構成するものとして重要であることから、一体的に保護を図るため附指定とします。

次の120ページを御覧ください。

3件目、無形民俗文化財の「高森のにわか」です。こちらは、高森町の夏祭り「風鎮祭」で演じられる即興的な寸劇です。俄を演じるのは高森町中心部の青年組織「向上会」の会員で、例年8月初旬から稽古を行い、時事性に富んだ新作の俄を制作し、披露されています。また、令和3年度から6年度にかけて高森町による調

査が行われております。

答申のポイントは5点です。まず、1点目が県内で唯一江戸時代、近世期からの連続性を持っていること。2点目が本県における民俗芸能化した俄の典型的な事例であること。3点目が、本県における俄の多様性や歴史的展開を検討するうえで重要な芸能であること。4点目が祭礼研究においても県民生活の推移を理解するのに欠くことができない文化財であること。最後に、町内五つの向上会によって今後も継続的な継承が期待されることです。

121ページ以降は今回指定後の県指定文化財の件数等、参考資料を掲載しております。

このように、指定候補である3件の文化財は、いずれも本県を代表するものであり、指定に値するものでございます。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 田口委員

特に、寛政津波供養塔のことで、土佐光起筆三十六歌仙図扁額と高森のにわか指指定されなくてもきちんと保存されていますが、指定することによってどのような守られ方がされるのか、どういうメリットがあるのか、もう少し詳しく教えてください。

#### 文化課長

県指定のメリットですが、県指定文化財になると修理や整備時に県の補助金の対象となる可能性があります。補助率は50%です。そのほか、県の文化財として内外にアピールできるようになります。

#### 田口委員

ありがとうございました。

#### 教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございました。

### ○議案第3号 重大事態の調査の実施主体の決定について

#### 学校安全・安心推進課長

議案第3号の提案理由の説明の前に、本事案の概要について御説明いたします。

資料127ページ「4 本事案の概要等」を御覧ください。

当該生徒は、令和7年4月に熊本西高等学校に入学しております。令和7年9月16日(火)、当該生徒の保護者より学校に電話があり、クラスで無視される、漫画のキャラクターを用いて揶揄される、といったいじめにあっている旨の訴えがありました。

9月17日(水)、当該生徒の保護者から県教育委員会に相談があり、県教育委員会が把握しております。

相談を受けた学校は、事実関係を把握するための聴き取り調査を、9月16日(火)から12月にかけて実施しました。

聴き取り調査の中で、加害とされる生徒が行為の一部を認めたため自宅待機とし

ましたが、再度の聴き取り調査で否認したため、教室に戻すこととなりました。

一方、当該生徒から、加害とされる生徒がいる教室には入りたくないとの申し出があり、9月24日（水）以降、欠席が続きました。

学校は、加害とされる生徒・保護者から当該生徒・保護者への謝罪の機会を順次設定しましたが、当該生徒・保護者の納得は得られませんでした。

当該生徒の保護者によると、謝罪の会後の夜に当該生徒が大量服薬をし、翌日も体調が回復しないため通院。その後、入院したとのことでした。その後、当該生徒は、心身の不調から1か月余り入院しました。

退院後、しばらく自宅で療養し、3学期より登校を再開しています。

学校は基本調査を実施し、以下の7つの事柄をいじめとして認知しましたが、客観的な事実関係等について、外部専門家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査が必要であると判断したものであります。

学校が認知したいじめは以下のとおりです。

事柄①7月5日以降、同級生が当該生徒に対して悪口を言った行為。

事柄②9月上旬、同級生が、漫画のキャラクターに似ているとしてキャラクターの画像や当該生徒とキャラクターが一緒に映る合成写真を作成して、同級生にLINEで送信した行為。

事柄③9月5日、同級生がクラスのグループLINEに、当該生徒に似ていると揶揄されている漫画のキャラクターの画像を掲載した行為。

事柄④9月上旬、同級生が、漫画のキャラクター等、当該生徒のことを揶揄している発言をした行為。

事柄⑤9月14日、同級生が、クラスの男子のグループLINE上で当該生徒に対し、「曲のセンスもやばいし、書いてることもきもすぎて鳥肌立った」「あいつ校長にいうらしいよ」「（漫画のキャラクター）呼びしているの」「きも」「まじしねよ」と送信した行為。

事柄⑥同級生が、クラスの男子のグループLINEで「（漫画のキャラクター）の事件でなんか言われたら」「（他の生徒の名前）のことって言おう」と送信した行為。

事柄⑦9月18日、同級生が、クラスのグループLINEで、「明日休み、きた」「まあ何が来てもびびらないんで余裕やね」と送信した行為。

それでは、改めて提案理由を御説明いたします。資料125ページを御覧ください。

本事案については、今御説明しましたとおり、いじめの有無及び不登校との因果関係等について更に詳しい調査を行う必要があると判断されますので、「いじめ防止対策推進法第28条第1項」並びに「熊本県いじめ防止対策審議会条例第2条」、「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第3条、第5条、第6条」に基づき、調査の実施主体を決定する必要があります。このことが、今回の提案理由です。

次に、調査の実施主体等について、具体的に御説明いたします。資料127ページを御覧ください。

1 調査の実施主体は、「熊本西高等学校いじめ調査委員会」としてあります。

2 調査委員等は、「県教育委員会が推薦する専門的な知識及び経験を有する者（以下、「専門家等」という。）を含む3人以上5人以内」。「委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。」としてあります。

3 調査委員の推薦については、「県教育委員会として、専門的な知識及び経験

を有する者を分野ごとに各職能団体等からの推薦により決定する。」としています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

### 三淵委員

この事案を見ますと、更に詳しい委員会を設置されることは大事かなと思います。127ページの本事案の概要等のところで、聴き取り調査の中で、最初加害生徒が一部を認めて、そのあと否認したということが書いてあり、教室に戻すこととなったというところがどうかと。先ほど子どもの意見を聴くことについて「子どもまんなか」で話しましたが、私も勉強会で勉強しますが、子どもは最初の聴き方が大事で、最初に言ったことが本当だったのではないかと思います。何度も聴いていくと違うことを言ったりすることが心理学等に出ています。どういう形で聴き取りをして、否認をしたから教室に戻すことになったというところが、被害生徒がまたダメージを受けたのではないかと思います。最初の段階での聴き取りの仕方が、どういう形でどう聴くのかということと、何回も聴くといけないのではないかと思います。そのあたりどうでしょうか。

### 学校安全・安心推進課長

聴き取りについては、今後設置される第三者委員会、調査委員会に検証を仰ぎたいと思います。委員がおっしゃるように、聴き取りは1回で行った方が良くと思いますが、どうしても、複数名加害生徒がいて意見の食い違いがある場合は、本事案にかかわらず、改めて確認をする場面が出てくる可能性もあります。その部分も含めて第三者委員会に検証を仰ぎたいと思います。

### 渡辺委員

報告ありがとうございます。これから調査があるということなので、その中で検討いただくでも、回答がないでも構いませんが、気になったのが、9月の発生で、いじめに認定されている行為からすると、すぐに客観的な状況を確認できたのではないかと思います。そこから、否認したので教室に戻したことや、かなり時間が経過していることについては、もう少し早めの対応ができたのではないかと気になっています。ヒアリングをどうするかについては、被害者が幼い子どもの場合は、司法面接という形で、1回で、トレーニングを受けた人が聴き取りをしますが、いじめの場合にも、難しいかもしれませんが、トレーニングを積んだ人がヒアリングをする体制を検討されても良いのでは、と思いました。

### 学校安全・安心推進課長

聴き取り方については、今後、我々も課題と思っていますので、そこも含めて検証を仰ぎながら進めていきたいと思っています。また、事案が9月に発生して、委員がおっしゃるように、時間が経過しています。上から7つ目の「・」にありますように、謝罪の会を設けてありますが、納得が得られませんでした。被害生徒、加害生徒の思いもあり、加害生徒もいじめに対して率直に向けなかったところもあったのではないかと思います。そこも含めて、今後第三者委員会で調査を詳細にしていたら、我々の再発防止に向けて今後取り組む点を明らかにしていただければと思っています。

### 園田委員

「9月17日に保護者から県教育委員会に相談があり」、とありますが、その前に学校への相談はありましたか。

### 学校安全・安心推進課長

2つ目の「・」に、9月16日（火）に保護者から学校への電話が第1報になります。その時に学校に初めて相談がありました。

#### 園田委員

それまでは担任の先生等は何も把握されていなかったということですか。

#### 学校安全・安心推進課長

今のところ、学校からは、9月16日が最初と聞いております。

#### 園田委員

加害とされる生徒が否認したため、また戻すことになったということなのですが、こじらせる要因になりかねないと思います。戻すことをもう少し慎重にできなかったかなと思いますが、如何でしょうか。

#### 学校安全・安心推進課長

渡辺委員からもありましたが、生徒を一度自宅待機にして戻したところの検討や、謝罪の会の進め方が、いじめが長引いた要因になったのかもしれないので、そこも含めて調査委員会の詳細調査に委ねようと思っています。

#### 園田委員

16日に学校に相談があって、おそらく、そこで、保護者が納得できる回答や学校での対応ができなかったから県教育委員会に相談があったのではないかと推測しますが、そこをお聞かせください。

#### 学校安全・安心推進課長

詳細なことについては、ここに書いてあること以外は、まだ被害生徒・保護者に了解を取っていないので、話せる範囲でお話しさせていただきます。この事案に限らず、いじめについて「学校にも連絡をしていますが、県教育委員会にも学校から伝えてあるか確認したいので電話しました」ということが、一般的に多い傾向があります。また、学校に相談せず、直接教育委員会への問合せや相談が多くなっています。この事案について学校の対応に不満があったかははっきりしていませんので、詳細調査に検証を仰ぎたいと思っています。

#### 田口委員

一度認めた生徒が、覆してそのまま同じ教室に入れてしまったことに対して、加害者の方がある程度自分の非を認めて、これはよくなかったなと理解できた上で戻されているのであれば、それ以降の事案は発生しなかったと思っています。他の学校でも対応していくべき事項だと思いました。調査委員会を立ち上げていただいて、事実を確認して、そのあと指導をしていただければと思いますが、被害者の方も加害者の方も現役の高校生なので、慎重にしつつ、迅速な対応を求められると思います。その点も考えながら対応していただければと思います。

#### 西山委員

128ページの概要のことでお尋ねしたいのですが、「クラスのグループLINE」と「クラスの男子のグループLINE」という書き方が2種類ありますが、違うLINEなのでしょう。それから、オフィシャルなものなのか、プライベートなものか、個人のモバイルなのか。制約する手立てはないのかなと思います。御説明をお願いします。

#### 学校安全・安心推進課長

LINEについては、学校でオフィシャルに使うことはありませんので、子どもたちが自由に作ったものです。SNSについては、委員御指摘のとおり、昨今色々なトラブルの原因になることが多いです。我々も教育政策課と連携しながら、情報モラル教育、SNSの使い方の啓発に取り組んでいるところです。先日もSNSの

トラブルも含めて通知を出しています。LINEグループについては、友達の中でグループを作っており、同じものではなくて、男子だけだったり、クラスで作ったりすることがありますので、表現を変えさせていただいています。

### 三淵委員

調査委員会ではっきりすると思いますが、謝罪の会のあり方とか「謝罪の機会を順次設定したが、納得を得られなかった」というところが、生徒の方なのか、保護者の方なのか、両方かもしれませんが。謝罪の会自体がどういうものだったのでしょうか。いじめの場合は、謝罪の会をしましょうとかマニュアルがありますか。

### 学校安全・安心推進課長

謝罪については、文部科学省は、必ずしもすぐやるとか、必ずやらなければならないという書き方はしていないと思います。我々は、謝罪については慎重にあたるべきだと考えています。加害生徒の内省を促すことができ初めて謝罪に至ると思いますので、それには結構時間がかかります。この事案という意味ではなくて、色々な事案を対応する中で、子どもたちの内省をしっかり促して、本当に申し訳なかった、いじめはいけないと分かったうえで、謝罪に持っていくことが大事だと思います。謝罪の部分についても、繰り返しになって申し訳ありませんが、第三者委員会の詳細な調査で御審議いただきたいと考えています。

### 教育長

それでは、重大事態の調査の実施主体の決定についてという議案第3号について、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

(委員了承)

○議案第4号 熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の改正について

### 教育政策課長

議案第4号「熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の改正」について御説明いたします。資料129ページを御覧ください。

今回の改正は、住民基本台帳カードが平成27年12月28日で交付が終了し、令和7年12月28日をもって有効期限が満了となったことに伴い、「熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則」の改正を行うものです。

具体的には、保有個人情報開示請求等の際に求められる本人確認書類から「住民基本台帳カード」の文言を削除します。

説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

### 教育長

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

## 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和8年(2026年)3月10日(火)教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後0時5分。